

平成27年第3回士別市議会定例会会議録（第4号）

平成27年9月17日（木曜日）

午前10時00分開議

午前11時42分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員（17名）

副議長	1番	谷口隆徳君	2番	喜多武彦君
	3番	大西陽君	4番	村上緑一君
	5番	渡辺英次君	6番	谷守君
	7番	松ヶ平哲幸君	8番	岡崎治夫君
	9番	遠山昭二君	10番	山居忠彰君
	11番	十河剛志君	12番	出合孝司君
	13番	国忠崇史君	14番	井上久嗣君
	15番	粥川章君	16番	斉藤昇君
議長	17番	丹正臣君		

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長（併） 選挙管理委員会 事務局 長	中峰寿彰君	市民部長	法邑和浩君
保健福祉部長	川村慶輔君	経済部長	金章君
朝日総合支所長	藤森裕悦君		

市立病院 事務局 長	三好信之君
---------------	-------

教育委員 会長 五十嵐 紀子 君 教育委員 会長 安川 登志男 君

教育委員 会長 菅井 勉 君

農業委員 会長 松川 英一 君 農業委員 会長 小ヶ島 清一 君

監査委員 吉田 博行 君 監査委員 局長 竹内 雅彦 君

事務局出席者

議事 事務局 局長 石川 敏 君 議事 事務局 局長 浅利 知充 君

議事 事務局 局長 前畑 美香 君 議事 事務局 局長 粕谷 幸広 君

(午前10時00分開議)

○議長(丹 正臣君) おはようございます。ただいまの出席議員は16名であります。定足数を超過しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長(丹 正臣君) ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長(石川 敏君) 御報告申し上げます。

初めに、議員の遅参についてであります。5番 渡辺英次議員から遅参の届け出があります。

次に、本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

○議長(丹 正臣君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

16番 斉藤 昇議員。

○16番(斉藤 昇君)(登壇) 通告してあります順に従って、一般質問を行いたいと思います。

質問の第1は、安全保障関連法案についてであります。

安倍政権が国会に提出したアメリカが世界で起こすあらゆる戦争に自衛隊が参戦、軍事支援する安全保障関連法案は、7月16日、自民・公明、次世代の党などの賛成多数により衆議院で可決され、参議院に送られました。戦争法案に前のめりになっている安倍政権は、きょうにも参議院平和安全法制特別委員会で同法案を可決し、参議院本会議で採決する方針であります。

この法案は、新しくつくられる国際平和支援法案と自衛隊法改正案など、十の法律の改正案を一つにまとめた平和安全法制整備法案からなり、集团的自衛権を認め、自衛隊の活動範囲や使用できる武器の拡大、武器使用期限の緩和などが盛り込まれています。

歴代内閣が否定してきた集团的自衛権の行使容認には、国会においても、衆議院憲法調査会で参考人の憲法学者から違憲との指摘があり、更に歴代内閣法制局長官を初め多くの憲法学者や弁護士、文化人などからも廃案を求める声が日増しに広がっています。8月30日にも、そしてきのうも法案に反対する人々が全国で一斉に抗議の声を上げ、国会周辺では市民団体、戦争させない・9条壊すな!総がかり行動実行委員会主催のデモに、主催者側の発表によると、約12万人が参加し、法案反対デモとしては最大規模となったと伝えております。この日、一斉行動の呼びかけに応じた各地でのデモや集会は、少なくとも200カ所以上に上ったのであります。

また、地方議会でも同法案に反対する意見書の可決が相次いでいます。市民の命と安全、平和を守る観点から、安全保障は国の専権事項と傍観者ではいられない問題だと考えます。土別市議会でも、さきの第2回定例会で安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書を全会一致で可決し、安倍総理を初め関係省庁、衆参議長に提出した次第であります。市長は、これら反対の声をどう捉えているのか、まずお聞きをしたいと思います。

今年には戦後70年の節目の年に当たります。日本の平和は、憲法第9条によって国民世論と平和運動が続いてきました。私たち国民には先人たちの思いと、次の世代に対して平和主義を守っていく責任があります。この安全保障関連11法案は、平和憲法のもと、武力行使を抑制してきた我が国のあり方を変え、政府の判断で自衛隊の海外活動が限りなく拡大することを意味するものであります。

1954年の発足以来、自衛隊は戦闘で一人の犠牲者も出さず、海外で一人の命も奪っておりません。この安全保障関連法案が成立すると、他国軍への後方支援、PKOなどの武器使用緩和、集団的自衛権の行使など、自衛隊の任務は飛躍的に拡大し、自衛隊員に危険性の高い任務を負わせることになるのであります。隊員が多い北海道にとっても切実な問題であります。士別市出身の自衛隊員もおられると思うけれども、どのくらいの隊員がおられるのか、この際、把握していたら教えていただきたいと思えます。

このようにこれらの法案は、自衛隊員のリスクは格段に高まる、本当に隊員の安全が確保できるのか、自衛隊が本来の任務を逸脱した戦争行為で殺し、殺されることにならないよう、本案に対して反対の声を上げるべきではないかと考えます。これらを踏まえた安全保障関連11法案に対する市長の率直な考え方について、この際、お聞きしたいと思えます。これは、市長の個人的な見解は述べられないなどということではなくて、率直な市長の意見、そして答弁を求めるものであります。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） おはようございます。

齊藤議員の御質問にお答えいたします。

齊藤議員お話しのとおり、政府は国際社会の平和と安定にこれまで以上の貢献をするとし、自衛隊の集団的自衛権の行使容認などを盛り込んだ平和安全法制整備法案10法案の一括改正と、外国軍隊の後方支援を可能とする国際平和支援法を新たに設ける安全保障関連法案について、今国会での成立を目指しています。昨夜、参議院安保法制特別委員会において締めくくり総括質疑は行われませんでした。先ほど委員会が再開されたようであり、与野党攻防は緊迫の度合いを増している状況であります。

これまでの経過を顧みますと、今回の改正については、憲法学者の間でも合憲か違憲かの見解が分かれているのが実情であります。また、本市議会を含む各地方議会において慎重審議や反対を求める意見書が相次いで提出されているほか、廃案を求める人々によって、過去に例がないほどの抗議活動が繰り広げられるなどの動きも見られています。特に、こうした抗議活動に直接かかわることが少ない印象にあった若者や小さなお子さんを持つ母親のグループなどが集会やデモに参加し、反対の声を上げている様子も連日のように報じられており、国民的関心も高まっていることを感じています。

日本を取り巻く安全保障環境は、時代の変化とともに緊張感を増していることは事実であります。しかし、国際社会における連携が必要である一方で、国民が危険にさらされ、戦争に巻

き込まれかねないという声が各界で上がる中で、十分な検討や議論を尽くし、国民合意を得た上での結論づけが望まれると存じます。

戦後、日本は憲法を尊重し、恒久平和の精神のもと、平和主義国家としての道を歩んできました。このことは世界平和の秩序維持の一翼を担っていますし、今後もその役割に変わりはないものと考えます。こうした中、この法案が憲法を中心とする法的安定性を満たすものであるかどうかを含め、今後の日本の平和政策に大きな影響を与え得る本法案の審議については、国会での慎重に慎重を重ねた議論を求め、国民の意向が十分に尊重されるよう望むものであります。

現在、自衛官として活躍されている方々は22万人を超えており、そのうち士別市出身の方は8月末現在で158人と伺っています。本法案は、今後の自衛隊員への影響もはかり知れないものがあり、家族の方々も含め大きな不安を抱いているとの声も聞くところです。

私は、自治体の首長として市民の安全・安心を守る責務を有しています。本市の憲法的位置づけであるまちづくり基本条例の基本理念では、国内各地域の人々はもとより、世界中の人々との友好のきずなを強めながら平和の実現を願うとし、また非核・平和都市宣言では、恒久平和を実現することは国民共通の悲願であり、士別市民の心からの望みであるとしています。戦後70年を迎え、改めて戦争の悲惨さや平和の尊さをかみしめた今こそ、次世代を担う子供たちに希望の未来を引き継ぐことが我々の責務と考えています。あらゆる事態を想定し、自衛隊員の安全や我が国の平和が保障されるよう、日本国民は恒久の平和を念願しという、憲法前文を揺るがすことのない結論が得られることを強く望みます。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 齊藤議員。

○16番（齊藤 昇君） 今、市長から答弁いただきましたけれども、これは全国民の問題であり、士別市民共通の願いである平和を守っていく、そういうことだと思っておりますので、教育委員会におかれても、やはり学校教育の中で平和の尊さや、そして歩いていく姿など、子供たちにも折に触れて取り上げていただくようお願いしておきたいと思っております。

（登壇） 質問の第2は、公共施設マネジメント計画についてであります。

全国的な課題として、国や地方自治体において過去に建設された公共施設など、大量に更新時期を迎えています。また、多くの社会資本基盤の維持管理が問題になっています。こうした中、総務省は地方自治体に対して公共施設の適切な維持管理を進めるとともに、人口減少に見合った適正化を図るものとして、公共施設等総合管理計画の策定を求めています。

本市においても、既に公園や橋梁などの長寿命化計画を策定しておりますが、本年の第1回定例会における市長の市政執行方針において、公共施設マネジメント計画の策定が示されました。また、今定例会初日の行政報告の中でも、その取り組みを進めている旨のほう報告がありました。本年の予算審査特別委員会においても、同僚議員から質問があったところでありますけれども、改めてお伺いしたいと思います。

本市の公共施設マネジメント計画の考え方、また国が求める公共施設等の総合管理計画と関係性について、わかりやすく説明をお願いしたいと思います。また、マネジメント計画の策定の流れやスケジュールについても詳しくお示しいただくとともに、現在までの進捗状況をお知らせいただきたいと思います。

政府は、新たな広域連携制度などとして、人口20万人以上の地方中枢拠点都市とその周辺市町村との連携や条件不利地域と都道府県との連携、あるいは地域での基幹集落への集約を想定しておりますけれども、これらは周辺市町村にある文化施設、図書館、福祉施設などの公共施設や行政サービスの拠点を集約化させることを狙っているものであります。結果的には地域は切り捨てられ、疲弊を更に推し進めるものとならざるを得ません。

こうした考えと同様に、総務省が都市部も含めて全自治体に要請している公共施設等総合管理計画の策定も市町村間の広域連携を一層進めていく観点として、各施設の統廃合を迫るなど、集約化の名による身近な住民サービスの切り捨てに結びつくことが危惧されるのであります。

人口減少が進み、地方財政が一層厳しさを増す中で、各施設の効率的な運営や社会資本の適切な維持管理に努めることは必要であります。だからといって、住民の福祉の増進や学びの自由と権利が脇へ押しやられるような計画となってはならないと思うのであります。十分な将来展望に立つとともに、集約化の名のもとに住民サービスを切り捨てることのないように進めるべきであり、市民の皆さんに対する説明や意見聴取もしっかりと行うべきであります。予算委員会での答弁では、アンケートや市民による検討会議も行う考えであるようでありますけれども、いま一度、市民の皆さんの声をどのように聞き反映していくのか、お聞きしたいと思います。

特に、施設によっては、利用団体の皆さんの声を聞く必要や地域で使用されている場合などは、地域での協議も必要ではないかと思っておりますけれども、その点はどう考え、どう進めていこうとしているのかもあわせて答弁願いたいと思っております。行政内部においても、全庁的に共通した理解が不可欠と考えるけれども、その点については全庁的にどう進めていくのか、この際明らかにして、その方向性をきちっと職員にも、そして市民にもわかるように説明をしていただきたいと思うのであります。

今後の検討に当たっては、現在、策定を進めている地方創生に伴う人口ビジョンを踏まえることはもちろんのこと、本市の将来像を描く次期総合計画にも大きくかかわってくるものであります。財政だけでははかれない教育、文化、福祉施設の持つ価値や人口減少というだけでは抑制できない道路や下水道の社会インフラなど優先順位をしっかりと協議し、検討した上で計画を策定する必要があると思っておりますが、いかがでしょうか。そうした意味も含めて市民、議会、行政の共通した理解と合意形成が大切であることをこの際、強く申し上げて、市長の答弁を求めるものであります。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） お答えいたします。

初めに、公共施設マネジメント計画の基本的な考え方と、国が求める総合管理計画との関係についてです。

本市を初め各地方自治体では、高度経済成長期における社会環境の変化や住民ニーズの多様化などに伴い、多くの公共施設や社会資本を整備し、行政サービスの充実を図ってまいりました。今日、こうした施設の老朽化が進み、建てかえや維持管理費などの財政負担のほか、利用形態や人口動態の変化による利用率の低下などが大きな課題となっております。

本市においては、これまでも自治体運営改革会議において公共施設のあり方について検討を進めてきましたが、更にそれぞれの施設の総体的費用の縮減や平準化、あるいは老朽化対策を中長期的な視点で一体的に進める必要があります。

公共施設マネジメント計画は、市民に必要とされる行政サービスを将来にわたって維持していくため、公共施設の整備や維持管理、運営を総合的にマネジメントし、効率的な行財政運営を行うために策定するものであります。国は、平成26年度地方財政対策において、公共施設等総合管理計画策定に当たっての指針を地方自治体に示しました。その内容は、社会資本を含めた全ての公共施設等を対象に老朽度や利用状況を把握し、更には年代別人口についての今後の見通し、維持管理、更新に係る経費や財源などを分析の上、今後の公共施設等の管理に関する基本方針を定めるものとしており、本市が策定する公共施設マネジメント計画は、こうした考え方を包括した上で、実現に向けたより具体的な方策を定めるものであります。

次に、計画策定のスケジュールと進捗状況についてであります。

現在、市の保有する公共施設の現況調査を実施し、その集計、分析作業を行っているところでありますが、今年度中には施設分類別の現況整理などを取りまとめ、公共施設白書として施設全体の見える化を図ります。

来年度には、この白書をもとに課題を整理して、公共施設のあり方についての基本方針を策定するとともに市民アンケートを実施する予定であり、28年度中には施設の延べ床面積や総体的費用の縮減等の数値目標を定めた基本計画を策定してまいります。基本計画の計画期間については、向こう20年から30年程度をめどに中長期の計画としていく考えであります。あわせて基本計画の着実な達成を図るため、30年度からスタートする次期総合計画への反映など、実効性を担保するための方策についても検討を進めてまいります。

次に、市民の声の反映についてであります。

まずは、公共施設の現状把握を踏まえた中でアンケート調査を実施し、次期総合計画策定作業と歩調を合わせながら、市民による検討会議を設置して協議を行うとともに、士別市振興審議会等においても御意見を伺ってまいります。また、基本計画を踏まえた具体的な施策の見直し等に当たっては、必要に応じて地域住民、利用者の方々との協議を行うとともに、そうした合意形成に向けた取り組みについても、更に検討を進めてまいります。

庁内での検討作業につきましては、今後も自治体運営改革会議を中心に進めてまいります。全庁的な理解を深める必要があることから、先般、全職員を対象とした説明会を開催した上で

施設の現況調査に着手したところであり、今後とも計画策定の必要性やその目的、更には問題意識の共有など、全庁的な理解のもとに取り組みを進めてまいります。

斉藤議員お話しのとおり、本計画は今後の士別市の将来像を見据えて人口減少や市民ニーズの変化に応えながら、行政サービスの質を確保していくためのものであり、市民利用の視点やコスト分析に基づいて、社会情勢の変化に対応した施設と機能の見直しなどを進めていくことが必要であります。

そのために公共施設のあり方について、市民、議会、行政における現状認識の共有を図るとともに情報共有、市民参画の理念を持って、公共施設マネジメント計画の策定に取り組んでまいります。

以上を申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 斉藤議員。

○16番（斉藤 昇君） 以上で質問を終わります。

○議長（丹 正臣君） 6番 谷 守議員。

○6番（谷 守君）（登壇） 平成27年度第3回定例会に当たり、通告に従いまして一括方式にて一般質問をさせていただきます。

まず初めに、地域包括ケアシステムの構築に向けてというテーマからであります。

本市におきましては、団塊の世代が75歳以上となる2025年をめぐり、厚生労働省が進める高齢者が住みなれた地域で最後まで暮らしていけるよう、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援のサービスを一体的に提供できるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進するため、今後3カ年を期間とする第6期高齢者福祉計画、介護保険事業計画が作成されているところであります。

私もこのテーマは、今後10年間の中でいまだ経験したことがない超高齢化社会に向かって正解の道筋がついていない、しかも避けて通れない重要課題だと認識しているところであります。

したがって、今までも一般質問でこの関連について取り上げているところではありますが、その構築、実現に向け、今回も取り上げさせていただき、また、今後においてもその都度質問、提案をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

さて、本題であります。認知症関連です。

第1回定例会でも触れさせていただきましたが、認知症高齢者数は平成37年に向け、全国で約700万人に達することが、厚生労働省の研究班によりその将来数値が出されております。私たちの身の回りにもその対象者が見受けられるようになり、年齢を重ねていけば、今や誰もが認知症になる得る時代に入ってきています。

こうした認知症高齢者やひとり暮らしの高齢者の増加に伴い、認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人にかわり、本人の利益に沿って、不動産や預貯金などの財産管理や介護サービスや施設への入所に関する契約を結ぶことができる制度、いわゆる成年後見制度の必要性は一層高まってきており、その需要は、今後更に増大することが予想されます。

不動産取引の実務の中でも、土地、建物の所有者が認知症高齢者であるケースが多くなってきており、近年その取り扱いが増えていることを私自身も実感しています。

したがって、こうした成年後見制度の諸課題に対応するために、弁護士などの専門職後見人がその役割を担うだけでなく、専門職後見人以外の市民後見人を中心とした支援体制を構築する必要が出てきます。本市の第6期高齢者福祉計画、介護保険事業計画の中でも、その対応のため市民後見人の育成、活動支援が計画されています。

この市民後見人の養成については、今のところ市町村の努力義務となっているところではありますが、非常に今後の展開において興味のある分野でありますので、現在までの取り組み状況、また今後の対応、検討課題等について、わかる範囲でお知らせいただきたいと思います。

次に、本市では認知症高齢者が住みなれた家庭や地域で自立した生活ができるよう、グループホームや特別養護老人ホームの空きスペースで、専門職による専門相談や認知症カフェなどを開催しています。これらの施設を現在、建設中であるいきいき健康センターなどの施設に設置できないかということでもあります。特に、認知症カフェは家族介護者が問題を抱え込まないように、認知症の人も、家族介護者も、地域の人々もともに過ごすことができる時間と空間をつくり出す場として全国的に普及しているところであり、その増設を望むものであります。

更に最後の提案として、認知症簡易チェックサイトの開設であります。

このサイトは、本人向けや家族向けのものがあり、質問に答えるだけで認知症の可能性を確認できるものであります。認知症は早期発見、治療が何よりも重要であるとされており、そのためにも簡単にチェックできるシステムの導入が必要と考えます。しかもこれは介護相談施設や医療機関にもなかなか行けない高齢者世帯や、特にひとり暮らしの高齢者の不安解消のためにも、本人やその家族が携帯電話やパソコンから簡単に認知症をチェックし、理解できる仕組みのものであります。

認知症という病は、現在の医療技術では症状の緩和はできますが、完治することはできません。そのため、認知症予備軍MC Iの人が認知症にならないように予防していくことが重要なポイントとなるようです。MC Iの5%程度の人が3年間で認知症へと移行しており、こうした状況に歯どめをかけるためにも、認知症簡易チェックサイトのシステムが役立つものと考えます。以上より、本市のホームページにこのサイトの開設を重ねて望むところであります。

結びに、本市の高齢化率は平成27年度で36.4%、平成37年度に向けて40%を超える推計値となっています。毎回お話ししているところではありますが、この世代の市民人口が今後、4割を超える状況下の中で、この分野についても市民サービス向上のため、行政の職員のウエートも今後、更に厚くしていかなければならないということを訴えまして、この質問を終わりたいと思います。

次は、18歳選挙権についてであります。

まずは、4月の一連の選挙から提案させていただいておりました期日前投票の簡素化の件、実現をいただきましてありがとうございました。期日前投票をした方々からは、一様に便利に

なってよかったとの言葉をいただいているところでもあります。

さて、選挙権年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げる改正公職選挙法が、本年6月17日の参院本会議で全会一致で可決、成立しました。19日に公布され、施行日は公布から1年後の来年6月19日となります。これにより、来年夏の参議院選挙から実現する見通しです。選挙権年齢の引き下げは、1945年に25歳以上の男子から、現在の20歳以上の男女に変更されて以来、実に70年ぶり、未来を担う若者の声をより政治に反映させていくことが期待されます。

世界各国の選挙権年齢については、昨年2月に国立国会図書館が調べたところによると、調査可能な191カ国・地域のうち、9割以上が18歳選挙権を導入しており、今回の改正は世界の潮流に合わせる改革となっています。「大きな意義のある改革であり、歓迎したい」、朝日。「おくれたとはいえ、実現を歓迎したい」、毎日。「日本の民主主義の質を高めることにもつながろう」、読売などと、各紙は総じて歓迎や期待の論調であります。問題は、新有権者の投票率をいかに上げていくかにあり、我々議員にとっても、若者世代への政治理解を深めてもらうために、今まで以上にこの世代への魅力ある政策の実現を目指し、その情報を発信していく能力等が求められる時代に入ったと思います

ところで、18歳の選挙権実現で新たに有権者となる18、19歳の未成年者は全国で約240万人であり、全有権者の2%に当たります。来年夏の参議院選挙から実現となれば、来年18歳、19歳を迎える現在の高校2年生、3年生などの未成年者が投票を初体験することになります。

本市におきましては、2014年度版土別市統計書によると、その対象者は17歳、202人、18歳、198人、計400人が対象となっています。今回の改正に伴い18、19歳の選挙運動や政治活動も認められるようになり、そのため教育委員会によるガイドラインの作成やそれに基づく学校の自主的な規制などのルールづくりが焦点になってくると思います。若者の政治参加への意識を高めるため、教育現場での主権者教育も必要になってきます。

千葉県柏市の芝浦工大柏中学、高等学校では、12年前から国政選挙の時期に合わせ中学生を対象に模擬投票を行うなど主権者教育に積極的に取り組んでおり、時事的な情報を学校教育の場で伝えていけば10代でも投票の判断は十分できるとしており、主権者教育の重要性を強調しています。

また、横浜市の選挙管理委員会では全国に先駆け、2005年度から公立小学校で6年生の児童が有権者となり、給食のデザートを選ぶ模擬投票を実施、児童は数人の候補者から一推しのデザートの演説を聞いた後に、実際の選挙で使われている投票箱に投票、最多得票のデザートが給食に登場することとなり、投票への関心はかなり高まります。選挙後に行ったアンケートでは「20歳になったら投票に行く」と答えた児童は、9割を超えていたということでもあります。

このように先進地では、早くからそれに向けた取り組みを行っているところもありますが、本市ではどうなのでしょう。今年9月には、文部科学省が選挙の意義や制度の解説、模擬投票の実施例などを載せた政治教育の副教材を配布することが予定されているようですが、現状で実施までの取り組みとして、本市では何か検討されているのでしょうか、お知らせいただき

たいと思います。

若い世代で、まだ1回も選挙に行ったことがないということをよく聞きます。したがって、20代、30代の投票率が非常に低い実態であります。今回の改正公職選挙法により、新たに選挙権を有した高校生等の投票率向上に向け、高等学校での投票所、期日前投票所の設置を提案いたしますが、可能なのでしょうか。これは自分の通っている校舎で選挙ができるならば在校生、また直近の卒業生はより投票に行きやすくなるのでは、また、その可能性が十分高くなるのではと考えるところからであります。

本市の投票所の実態は、人員確保やコスト面で集約して、現在の14投票所になっているということですが、今回の改正に当たり大学を抱えている地域では、その大学校舎を新たな投票所にと考えている地域も多いことから、本市においても、高校校舎を投票所にと提案するものであります。

以上のことについて、御所見をお伺いいたします。 （降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 谷議員の御質問にお答えいたします。

私から、市民後見制度の現状についてお答えし、認知症専門相談事業所及び認知症カフェの増設設置、並びに認知症簡易チェックサイトの開設については保健福祉部長から、18歳選挙権については選挙管理委員会から答弁申し上げます。

初めに、認知症に関する施策についてであります。

昨日の渡辺議員の御質問にもお答えいたしましたように、本市においては、今後高齢化が進み、いわゆる団塊の世代が75歳に達する平成37年には、高齢化率は40%を超え、認知症高齢者は約1,000人に達するものと推計しています。このような状況の中、認知症により判断能力が低下し、財産管理や介護サービス等の利用契約が困難となった方が不利益をこうむらないように家庭裁判所に申し立てをし、その方を援助してくれる方、いわゆる後見人をつけてもらう成年後見制度の利用を必要とする高齢者の増加も見込まれるところです。

通常、後見人は身近にいる親族が選任される場合が多いと存じますが、本市では核家族化などの影響により、現在、ひとり暮らし高齢者は約1,800人、高齢者のみの世帯は約1,600世帯となっていることから、後見人のなり手に苦慮する場合も想定されます。このような場合、弁護士や司法書士等が後見人になる専門職後見人に頼らざるを得ない状況となりますが、本市を含め道北地域には、弁護士等の専門職が不足している状況にあることから、後見人の担い手を確保するためには専門の資格を持たなくても、選任を受けることができる市民後見人を養成していく必要があるものと考えています。

そこで、本市における市民後見人についての取り組み状況についてであります。昨年、北海道士別市、幌加内町及び下川町との共催により、市民後見人の養成研修を初めて本市で開催し、本市からも13人の方に受講いただきました。研修では、認知症等の理解を深める基礎研修のほか、申立手続書類、財産目録の作成など、実務に即した実践研修を8日間にわたり行って

いただき、このうちお1人が市民後見人としての意向を示され、今年、旭川家庭裁判所から後見人に選任され、後見事務を開始したところです。

今後の市民後見人に対する対応については、後見人の活動を支えるため弁護士や社会福祉士、ケアマネジャー等の専門職とが連携したネットワーク体制の構築を図るとともに、行政講座を修了された一人でも多くの方に市民後見人を担っていただけるよう、より専門的な内容を学習するフォローアップ研修を実施するほか、講演会の開催など、市民の皆様に成年後見制度に対する理解を深めていただくための取り組みを進めてまいります。

また、今後の検討課題ですが、市民後見人の担い手を増やしていくためには、市民後見人の養成講座の開催が必要となりますが、受講される人数の確保や講師を担っていただける専門職の不足など単独での開催が難しい面があることから、広域での開催について先般、上川北部市町村長会議に提案し、協議を進めているところです。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 川村保健福祉部長。

○保健福祉部長（川村慶輔君）（登壇） 私から、認知症専門相談事業所及び認知症カフェの設置の増設並びに認知症簡易チェックサイトの開設について答弁申し上げます。

認知症相談や認知症カフェについてですが、これらの取り組みは、認知症の方やその御家族を支援するため昨年度から実施した事業であり、認知症相談は特別養護老人ホームコスモス苑と、認知症グループホームサンフラワーで実施し、今年度からは養護老人ホーム桜丘荘においても実施をしております。また、認知症カフェは総合福祉センター三愛において実施しており、いずれの事業も認知症の専門職を有しております社会福祉法人三愛会への業務委託により運営をしているところであります。

認知症カフェは、認知症の方にとってみずから活動し楽しめる場であり、御家族にとりましてもわかりあえる人と出会える場となり、更に地域住民にとりましては住民同士の交流の場や認知症に対する理解を深めていただく場として、大変意義のある取り組みであると認識しております。また、利用者からも認知症の方と一緒に来られる場があつてうれしい。介護の相談などがしやすいといった声もいただいているところであり、今後、このような場所はますます必要になってくるものと考えています。したがって、谷議員からの御提案のありましたいきいき健康センターを初め出張所地区などへの増設に向け、委託事業者である三愛会と今後、協議を進めてまいります。

次に、認知症簡易チェックサイトについてですが、認知症への対応は他の疾病と同様、予防はもとより早期発見、早期治療の対策は極めて重要であり、現在市では認知症の予防と早期発見のための対策として、市民を対象にした講演会の開催を初め老人クラブの出張出前講座により啓蒙普及を行うとともに、サフォークジムやサフォーク元気クラブにおいては、昨年導入した認知症の予防や早期発見のための検査システムを使用した集団検査を実施しているところであり、現在、その導入効果の検証を進めているところであります。また、早期の診断や早期対

応への対策として、認知症の方とその御家族への支援を総合的にサポートする医師や保健師、介護福祉士などからなる認知症初期集中支援チームの年内設置に向けた取り組みを進めています。

そこで、御提案のありました認知症簡易チェックサイトの開設についてですが、簡易チェックサイトは認知症を心配する御本人や御家族などが窓口への相談や受診が必要な状況かどうかを御自分で気軽に判断できるという利便性がある一方で、結果が認知症によるものなのか、あるいは単に高齢になったことが原因なのか、なかなか個人では判断がつきにくいという面もあるかと考えます。また、認知症の正確な診断には専門医による診断が必要となりますが、現在、本市を初め近隣の専門医の受診体制については、早くて2週間後、遅ければ3カ月後の受診となってしまうことから、自己診断の結果によっては、過度の不安を長期間にわたって抱えてしまうような状況も想定されます。

したがって、認知症簡易チェックサイトの開設については、診断を要する対象者への対応や相談支援体制の整備などもあわせて行っていく必要があると考えますことから、先ほど申し上げましたサフォークジムなどで行っている認知症予防の取り組みや認知症初期集中支援チームの体制整備、更には北海道が指定しています認知症疾患医療センターの専門医や福祉サービス事業所など関係機関との連携など、予防から早期発見、早期治療までの一貫した認知症に対する総合的な支援体制の構築を図っていく中で、検討をまいります。

今後、認知症を含めた高齢者を取り巻く課題がますます複雑多様化していく中で、高齢者が住みなれた地域でいつまでも安心して暮らしていけるよう、地域包括ケアシステムを含めた環境を整備していくことは重要なことであり、それを支える職員にもますます専門性が必要になってくるものと考えます。

このようなことから、本年4月には地域包括支援センターの理学療法士を2人体制とし、認知症予防を含めた介護予防事業を拡充したところであり、今後においても、社会福祉士や精神保健福祉士等の専門職の効果的な配置について考慮をまいります。

以上申し上げ、答弁とさせていただきます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 中峰選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（中峰寿彰君）（登壇） 私から、選挙権年齢の引き下げに関する御質問にお答えいたします。

平成19年の日本国憲法の改正手続に関する法律の成立により、30年からは国民投票の投票権が満18歳以上に与えられることを背景に、同じく参政権の行使に当たる選挙権年齢も満18歳以上とする公職選挙法等の一部を改正する法律が公布されました。このことにより、今まで以上に若者の声が政治に反映されることになり、選挙制度改革の中でも非常に大きな改正であるとともに、大変意義深いものであると考えています。

そこで、本市における啓発活動と主権者教育の取り組みについてであります。これまで市内小・中学生を対象にした明るい選挙啓発ポスターコンクールの作品募集を行っているほか、

毎年の成人式では、政治参加と選挙啓発を目的としたパンフレットの配布などを行っているところです。また、お話にありました模擬投票などの直接選挙にかかわる形態ではないものの、本市においては中学生による子ども議会を開催する中で、みずから社会参加する意欲を醸成する主権者教育の取り組みも進めているところです。一方、市内高等学校においても、今年度からの授業の中で、主権者教育を実施していく考えであるということをお聞きしています。

このような中で、北海道選挙管理委員会では、昨年度試行的に実施した選挙啓発高校生出前講座を本年度から本格実施することになっており、過日、士別翔雲高校と士別東高校にその概要をお知らせするとともに、開催に向けた働きかけを行ったところであり、現在、その申し込みを行っているというふうにお聞きをしています。

この出前講座は、今後、有権者となる高校生を対象に講義や模擬投票、ワークショップを通して選挙の仕組みや投票参加の意義について理解を深め、政治参加へのきっかけとするものであり、実施に当たっては、本市の選挙管理委員会としても協力していく考えであります。また、この講座に限らず、高等学校での選挙について学ぶ主権者教育に当たっては、投票箱の貸し出しや職員の派遣など、学校側と協議の上で連携した取り組みを進めてまいりたいと考えています。

次に、高等学校への投票所や期日前投票所の設置についてであります。

現在、本市の投票所は14カ所ありますが、有権者の減少などに伴って統合を行ってきた経過もあり、新たに投票所を設けたり、投票区を分割することは考えていない中、仮に士別翔雲高校を投票所とする場合には、この投票区域内の投票所である士別小学校から翔雲高校に変更する必要が生じてまいります。士別小学校は当該投票区内のほぼ中心部にあり、現在は多くの方が徒歩で投票に向かわれていますが、翔雲高校に移すことにより、投票所が遠くなってしまう方が多くなるものと考えられます。

また、25年の参議院議員通常選挙の際には、投票日がハーフマラソン大会と重なったことから、士別小学校が使用できず代替として北星保育園を使用したところですが、行きなれた士別小学校に行ってしまうなどの混乱もあったところであり、投票所の変更はできるだけ避けるべきと考えています。また、他の自治体においては、期日前投票所を大学キャンパス内に設置したケースもありますが、想定したほどの効果が得られなかった事例もあることなども踏まえ、現在は総務省が設置した投票環境の向上方策等に関する研究会において、今後の投票環境の改善に向けて期日前投票所の設置場所や開設時間について、弾力的な設定が可能となるよう調査研究も進められているところでもありますので、これらの動向も見据えてまいりたいと考えています。

来年夏の参議院議員通常選挙を含め、今後の選挙に当たっての若年層への啓発については、これまで同様フェスブックを用いるなどの工夫に努めるほか、広く市民の皆さんが投票に行きやすい環境づくりを進めるなど、投票率の向上に引き続き努めてまいりたいと考えています。

以上申し上げまして、答弁といたします。 （降壇）

○6番（谷 守君） 終わります。

○議長（丹 正臣君） 3番 大西 陽議員。

○3番（大西 陽君）（登壇） 本定例会の一般質問の最後であります。通告に従いまして、一問一答方式での質問をいたします。

質問に入る前に、今月12日に市役所の若い職員が病気で亡くなりました。将来に大きな可能性を期待されていたと思いますので、御本人、御家族はもちろんのこと、本市にとっても残念なことであります。心より御冥福をお祈り申し上げます。

それでは最初に、広域行政及び広域連携についてであります。

現在、各自治体では少子・高齢化と人口減少など厳しい環境の中、行政サービスの維持と行政の高度化及び多様化により、常に新しい行政ニーズが強く求められており、それぞれの対応に懸命に努力をしているところであります。一方では今後、地方財政は年々厳しい状況になることも予測され、将来に向かって個々の市町村が多様な課題に対応しながら、住民に対して必要な行政サービス全てを適切かつ効果的に提供することが厳しくなることも想定しなければなりません。

このことから、各自治体の独自性を維持しつつ共通の課題解決のため、近隣の市町村が連携をして、共同で必要な行政サービスの提供と効率的な行政運営を行うことによって、コストの低減が図られ、市民の負担軽減と利便性の向上が期待ができます。日常社会においても、交通や情報通信手段の発達により通勤・通学、買い物、医療、レジャーなど、住民の生活圏は市町村の行政区域を越えて拡大しており、住民の交流も盛んに行われていることなどから、広域行政及び広域連携は、安定した行政運営を進める上で有効な手段の一つではないでしょうか。

自治法では、自治体の区域を越えて行政事務などを共同で行い、効率化を図る広域行政の制度として一般事務組合、広域連合、協議会、機関の共同設置、事務の委託、更には法律によらないさまざまな形での広域連携が考えられます。遠くの自治体や企業及び団体との交流も大きな意義がありますが、近くの自治体との連携も、市民生活に直接かわりのある課題解決のためには前向きに取り組むべきだと思います。

本年8月18日に留萌市で開催された北海道市議会議長会、道北支部議長会主催の議員研修に参加してまいりましたが、この地域の近隣8市町村での広域連携の一環として共通様式によるそれぞれのまちの観光マップや各特産品のPRDVDを作成して、都市圏をターゲットにした地域の観光PRに努めております。更に留萌市を中心に1市2町で衛生組合を組織して、一般廃棄物最終処分場の運営を行うなど、積極的に広域連携を進めております。

そこで現在、本市において広域行政及び広域連携を進めている内容についてお知らせをください。更に新たな取り組みとして、平成23年9月に本市と名寄市を中心市として、上川、オホーツク、宗谷の3管内にまたがる13市町村による北・北海道中央圏域定住自立圏構想の協定書に調印しており、協定の項目として医療、福祉、教育、産業振興及び地域公共交通、道路等の交通インフラ整備、地域内外の住民との交流・移住促進、廃棄物処理施設の広域利用の推進、

地域内低炭素社会に向けた取り組みの推進、水道水質検査業務の連携、消費生活相談事業の連携など、多岐にわたっております。

相互に役割を分担して連携を図るとしてはありますが、調印以降具体的な取り組みの内容及びその成果とあわせて本市として、今後の広域行政及び広域連携についての基本的な考え方と検討しているものがあれば、その方策についてお伺いをいたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 大西議員の御質問にお答えいたします。

人口減少社会の中で多様化する住民ニーズに対応し、より質の高い行政サービスを効率的、効果的に提供するためには各自治体が創意工夫に努めるとともに、広域での連携を強化することが極めて有効な手法の一つと考えています。

本市では、これまで消防事務組合を初め資源ごみやし尿の広域処理、後期高齢者医療事務、旅券申請交付事務、学校給食など、多くの事務事業を複数の市町村で連携して行ってきました。また、高規格道路や天塩川治水に関する期成会としての活動や天塩川流域による観光振興の取り組みなども進めています。

こうした中、上川北部地区広域市町村圏振興協議会は、昭和46年に和寒町から中川町までの10市町村で設立し、広域的な課題の解決や地域振興策の推進に向けた取り組みを進めてきましたが、時代の変化とともに一定の役割を終えたとの判断のもと、平成25年3月をもって廃止となりました。その一方、23年には本市と名寄市を複眼型中心市として、上川北部、オホーツク、宗谷管内の13市町村により、北・北海道中央圏域定住自立圏を構成し、現在はこの定住自立圏での連携のもと、さまざまな取り組みを進めているところです。その具体的な内容と成果についてであります。

まず、医療分野では第2次救急医療体制を確保するため、各自治体が必要な経費を負担する中で、救急医療体制の維持、確保に努めるとともに、名寄市立総合病院から圏域病院へ医師の派遣、病院間で診療情報を共有する医療連携ネットワークシステムの整備などを実施し、圏域住民の生命に対する安全性と安心感の向上を図ってきたところです。

福祉分野では、介護認定審査会や障害認定審査会の広域設置により効率的な運営を行っているほか、士別市こども通園センターの広域利用を進めています

また、教育分野では、図書館の蔵書情報の提供や図書等の相互貸し出しを行いながら、利便性の向上と圏域住民の生涯学習環境の充実に努めています。

産業振興分野では、観光や地場製品の振興を図るため、イベントや物産情報などの地域資源の共有とPR等について、圏域全体の魅力向上を図っています。更に、士別地区広域消費生活センターの開設により、剣淵町、和寒町、幌加内町と消費生活相談や消費者被害防止に向けた取り組みを進めているほか、市町村職員の研修を合同で開催し、効率化と職員間の交流にも努めているところです。

これらの事業を広域的に実施することにより、行政コストの圧縮効果はもちろんのこと、医

療や福祉などの暮らしに欠かすことのできない生活機能を圏域として確保し、住みなれた地域で安心して心豊かに暮らし続けることにつながっていくものと考えています。

今後の検討事項としている広域連携の取り組みとしては、市民後見人養成講座の開催や権利擁護センターの設置、名寄市立大学のコミュニティケア教育研究センター設立などが挙げられているところであり、更には引き続き定住自立圏の協定項目を基本に、圏域内での連携を図っていく考えです。特に、医療分野での体制充実を重点としていく一方で、テッシ・オ・ペツ賑わい創出協議会や道北観光連盟など、広域での観光振興や交流人口の拡大も視野にスケールメリットを生かす取り組みを推進してまいります。

市民の日常生活圏が拡大し、行政ニーズも多様化、広域化している中で、今まで以上に広域的な視点に立った施策の展開が求められているとともに、今後も更に広域連携が必要な課題への対応も想定される中、定住自立圏での取り組みを軸に圏域全体の発展と安全・安心で暮らしやすい地域づくりに努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 大西議員。

○3番（大西 陽君） 再質問をさせていただきます。

定住自立圏構想で、医療を初め福祉、教育、観光、それから消費生活相談と、今この圏域の中でそれぞれ進めているという答弁でありました。

そこで、提案も含めてでありますけれども、産業振興の中、特に士別を含む1市2町の場合で取り上げてみたいというふうに思いますけれども、この1市2町いずれも基幹産業は農業ということになっております。そこで、農業振興のためにそれぞれの市、あるいは町でいろいろと振興策を実施しておりますけれども、共通の課題もかなりあるという中で、もう一つは、農業者のみずから組織した農業団体、いわゆるJAを含めた全ての農業団体が広域合併をして共通の課題解決のためにそれぞれ進めているわけでありますから、少なくとも、この1市2町の中で自治体が連携して、さまざまな施策を展開すべきだというふうに考えております。この点についての市長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） 大西議員の再質問にお答えをいたします。

定住自立圏につきましては、先ほど答弁申し上げましたとおり、中心市が士別市と名寄市ということで、複眼型の中心市というのは北海道で初めての当時、設立でございました。そういった中で、特に13市町村にかかわる一番の重要な問題というのは、やはり地域医療の問題ということで、そういった意味では、非常に広範な地域でございますけれども、名寄センター病院、そして士別の市立病院、ともに連携をとりながら地域医療をしっかりと担う、そのことによって安全・安心な地域がつくられていく。そういう基本がまず1つございました。

そういったことについては、今日までもそれぞれ要望を行いながら、名寄のセンター病院については、救命救急センターの指定もいただいたということで、この地域の中核病院として、

これからもともに連携をとりながら進めていこうと思います。それと、今お話しございましたのは、士別、剣淵、和寒、この1市2町におけます共同の取り組みということで、先ほど申し上げましたとおり、例えば消費者協会での教育の問題、あるいは介護の認定の問題、あるいはし尿処理の問題などなど、さまざまな部分について連携をとってきているのは事実であります。

ただ、この1市2町におきましては、それぞれがやはり基幹産業が農業であるということで、JAについてももう既に広域的に連携をとりながら、合併をしながら進めているわけですので、今、剣淵、和寒の町長とお話もしていますのは、とにかく地方創生ということで、それぞれ基幹産業をしっかりと磨いていかなければならない。特に、士別においては、その中心になっている畑作であればビートであると。

そういったことで、剣淵、和寒の町長にも御理解いただきながら、何とか1市2町で作付面積を増やしていく努力をしようではないかといったようなことなんかも含めながら、この農業関係については、特に新規就農の関係も、当面1市2町とも大きな課題を抱えているわけですから、地方創生も含めながらしっかりと連携をとりながら、JAとももちろん連携をとりながら、農業分野については進めていかなければならないと、こう思います。

なお、具体的な問題があるとすれば、後ほど部長のほうから答弁申し上げたいと思います。

○議長（丹 正臣君） 金経済部長。

○経済部長（金 章君） 現在、1市2町で農協と、あるいは共済組合含めまして合同の協議会を設けながら、共通の課題でありますこの地域に合った適正な品種の選定だとか、そういった試験圃の運営だとか、あるいは女性グループ、あるいは青年グループの活動の支援だとか、そういった部分について、今現行で広域で行っているところであります。

今後こういった取り組みを進めるとともに今、対策であります配偶者対策だとか、そういった部分についても広域でできないかどうか、今後、検討を進めていきたいというふうに考えておりますし、担い手対策についても今、新規就農者の確保に向けましてJAのほうで普及センターと合同で研修会等を設けていただいておりますけれども、そういった部分につきましても、1市2町の行政も含めて対応できないかどうか、今後、検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（丹 正臣君） 大西議員。

○3番（大西 陽君）（登壇） 次に、士別市農業・農村活性化計画についてであります。

国は、平成11年に21世紀における食料・農業・農村に関する施策の基本指針として、食料・農業・農村基本法を制定をして、食料の安定供給の確保と多面的機能の発揮、更に農業の持続的発展及び農村振興の基本理念を具体化するための施策を推進をしてきております。しかし、農業就業者の高齢化や担い手不足による農地の荒廃など、農業・農村をめぐる環境は極めて厳しい状況にあり、多くの人々が将来に強い不安を抱いているのが現状であります。

この状況の中で、政府は農業・農村の有する多面的機能の維持と農業や食品産業の成長産業化を促進して、若者が希望の持てる強い農業と美しく活力ある農村の創出を目指すため、平成

25年に内閣に総理を本部長に内閣官房長官、農林水産大臣を副本部長として設置された農林水産業・地域の活力創造本部で決定をして、平成26年に一部改定された農林水産業・地域の活力創造プランを策定しております。更に国民全体の取り組みの指針として、平成27年3月に見直しをされた新たな食料・農業・農村基本計画によって、食料・農業・農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進をするとして、現在進められております。北海道においても、27年度が計画期間5カ年間の最終年度となる第4期北海道農業・農村振興推進計画を策定して、本道農業の振興に努めております。

本市も農業・農村の活性化に関する施策の計画的な推進を図るため、士別市農業・農村活性化条例に基づき農業・農村活性化審議会の意見を聞き、平成25年から29年度までの5年間を計画期間として、平成20年度に策定をした第1期計画の土づくり、人づくり、収量アップの基本理念に新たに活力ある農村づくりを計画の柱に加えた第2期の士別市農業・農村活性化計画を策定しております。

本計画の基本目標は、足腰の強い農業、農村を目指してとしており、この基本目標を実現するために安全・安心で収益性の高い魅力ある農業の確立、豊かな生産基盤の確立、担い手の確保と安定的な経営体の育成、自然環境と調和した農業・農村の機能の増進、活力ある農村の構築、鳥獣被害の防止、農業関係機関との連携の7つの推進項目を設定しており、それぞれの課題に15項目の具体的な方策を定めて推進をしております。本計画がスタートしてから2年余り経過しましたが、現在までの計画に対する実践の状況をお知らせいただきたいと思っております。

本市の最上位計画である士別市総合計画の実施計画は、ローリング方式により見直しを行っており、農業・農村活性化計画は総合計画の分野別計画の位置づけでありますので、本活性化計画における事業計画についても整合性を図る意味からも、農業情勢や環境の変化によっては検証と見直しが必要であります。

特に、本年度から取り組みを進めているまち・ひと・しごと創生総合戦略の農業未来都市創造の計画についても、本市の農業・農村活性化計画に反映をさせるべきだと思いますが、これらのご見解を伺います。また、本計画を進め、具現化を図るために最も重要なことは、農業者の皆さんと計画内容を共有することです。

そこで、農業者の皆さんに対する周知の手段と、あわせて本計画に対する認知度をどう捉えているのか、お伺いをいたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 金経済部長。

○経済部長（金 章君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

士別市農業・農村活性化計画は、平成20年度から29年度を計画期間とした士別市総合計画の分野別計画であり、議員のお話にもありましたとおり、足腰の強い農業・農村を目指してを基本目標に土づくり、人づくり、収量アップ、農村づくりを4本柱として7つの推進項目と15項目の具体的な方策を定めています。そこで、士別市農業・農村活性化計画の現在までの主な実践の状況ですが、安全・安心で収益性の高い魅力あふれる農業の確立といたしましては輪作体

系の確保を図るため、てん菜の作付振興に取り組んでおり、直播栽培技術の導入推進や寒冷地作物生産性向上促進事業等により、作付拡大対策を講じ、また本市の呼びかけにより北海道てん菜振興自治体連絡協議会が設立され、その道内参加自治体による行政活動の成果といたしまして、基準糖度の引き下げと交付単価が引き上げられ、これらの取り組みにより現在の作付面積は、平成25年度の633ヘクタールから27年度には742ヘクタールと、大幅に拡大が図られたところでございます。また、豊かな生産基盤の確立として、現在実施中であります上士別地区の国営農地再編整備事業による大区画水田の整備が行われ、また、中士別地区においても道営土地改良事業による整備計画が進んでいるところであります。

次に、担い手の確保と安定的な経営体の育成としては、農業・農村担い手支援事業により、新規就農者に対する支援をする一方、受け入れ農家に対する助成措置や更に経営規模拡大に対する支援を行うとともに、大都市圏での就農啓発を目的とする就農相談会への参加、就農初期における経営の安定化を目的とする助成や新たに新規参入者及び新規就農者への農業知識や技術をサポートするなど、担い手の確保、育成に努めてまいりました。

また、労働力不足に対するための支援策として、J A北ひびきや普及センターなどの関係機関、団体が連携した取り組みにより、多寄地区の「サポートたよろー」多寄と川西地区での「クリーンヒルズかわにし」が新たにファーム・コントラクターとして設立されました。

更に農作業の省力化、低コスト化を図るため、上士別地区では国営農地再編整備事業により生産基盤の整備を図り、個別経営から4つの集落経営体を設立し、事業エリアにGPSを投入するなど、IT農業のモデル地区として推進しています。

また、自然環境と調和した農業・農村の機能の増進では、環境保全型農業直接支援対策による有機栽培や化学肥料、農薬を低減する栽培を支援するとともに、生ごみや野菜残渣等を原料とする堆肥化施設を整備し、循環型社会へ向けた取り組みを進めています。

活力ある農村の構築では、6次産業を目指す農業者を対象に新たな商品づくりに係る知識習得のための講演会や企業活動に係る研修会などの開催、更には農外から嫁いだ女性を招いての市長との意見交換や農業青年の配偶者確保を図ることを目的としたグリーンパートナー推進事業の実施により5組が成婚されたほか、農業青年グループや女性グループのさまざまな活動に対しても支援をしてまいりました。

鳥獣被害の防止としては電気牧柵の整備を推進し、平成25年度1万2,160メートル、26年度3,760メートルが設置され、また国の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業等を活用して25年度に1,370頭、26年度に1,084頭のエゾシカの駆除を実施し、これに伴いまして、25年度の農業被害額は4,724万であったものが26年度では3,352万9,000円と減少しております。

次に、士別市総合計画と士別市農業・農村活性化計画の整合性についてであります。

議員のお話のとおり、活性化計画は本市の基幹産業である農業の長期的な方向性を示すものであり、総合計画の分野別計画の位置づけで農業情勢や環境の変化、新たな制度の新設や内容の変更など情勢に的確に対応することが必要であることから、士別市農業・農村活性化計画の

事業計画の見直しは、上位計画であります士別市総合計画の実施計画の見直しに連動して行い、整合性を図ってきたところであります。

また、士別市まち・ひと・しごと創生総合戦略の農業未来都市創造計画を士別市農業・農村活性化計画への反映についてであります。農業未来都市創造を計画する上での基本的な内容は、士別市農業・農村活性化計画の推進項目のうち、主に担い手の確保と安定的な経営体の育成及び活力ある農村の構築を目指した取り組みをより重点的に進める内容で検討しているところであります。士別市まち・ひと・しごと創生総合戦略における農業未来都市創造の実施のための事業の追加変更についても、総合計画の実施計画への見直しと連動して随時反映させてまいります。

次に、本計画に対する農業者の皆さんの認知度についてでございますが、本計画は士別市農業・農村活性化審議会の皆様に御審議をいただき、農業委員、JA北ひびきを初め各関係する団体、上川農業改良普及センターなどの関係機関に配布、配架してきており、事業の見直しについては、関係する農業者に対して説明会を開催したり、ファクス等による周知を行ってきたところですが、農家個々の計画に対する理解につきましては、十分に深まっていないという御指摘もあるところであります。

このため本計画を進めるに当たり、情報を共有することは大変重要なことでもありますので、今後においても、本計画に対する関心の高まりを促す取り組みや制度変更、新規事業や事業内容の変更などについて必要に応じホームページやファクス等を活用し、また農家説明会等においても周知を図り、本計画の4本柱の実践に向けて関係機関とともに進めてまいりたいと存じます。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 大西議員。

○3番（大西 陽君） それでは、ちょっとゆっくり再質問させていただきますけれども、今、事業計画の変更については、総合計画の中で見直しをして反映をさせているという答弁だというふうに理解していますけれども、この活性化計画ですね、このとっている事業計画の変更があったときには改定版などをつくって、これを配布をして周知をするべきだというふうに私は思っているんですよね。そういう意味で、総合計画の中で幾ら事業計画見直しても、一般の市民なり農業者は目を通す機会が余りないということでもありますから、そういう意味では、活性化計画の中に反映してほしいということでもあります。

それから、もう一つ、これは今後の問題として申し上げたいと思いますけれども、先ほど経済部長のほうからも答弁がございました。今後、この次の計画満了になれば、次期の活性化計画は、当然策定をする用意があるんだというふうに思いますけれども、これは多くの意見を計画に反映させるということが重要なことだというふうに思います。そして、この第2期の活性化計画のときにもパブリックコメントを求めています。しかし、意見がゼロというふうに発表されていますけれども、こういう意味では、直接農業者を中心とした多くの人たちの意見が反

映された計画だとは到底思えないということでもありますから、今後、今回の反省として、例えば具体的なアンケートを提示をして反映させることとか、あるいは意見交換会を地域ごとにやるのか含めて、もう少し工夫が必要だなというふうに思います。

そういう意味で、せっかくこの計画に基づいてつくと、そして、基幹産業である本市農業の施策の根幹となる計画だというふうに理解しますので、そういう意味では、計画には十分時間をかけて、もうあと2年弱で計画終わりますから、少なくとも1年前から計画策定の準備に入って、諸般の準備をして、計画策定に取り組んでほしいという要望であります。この要望に対しての見解を伺って質問を終わりたいと思いますので、きちっと見解をいただきたいと思います。

○議長（丹 正臣君） 金経済部長。

○経済部長（金 章君） まず、1点目の活性化計画の中に事業の見直し等があった場合については、改定版をとということであります。

毎年毎年いろんな事業については、国の事業を含めて見直しがされておまして、その都度、農業者の皆さんに説明会を開催したりして、あるいは急ぐ部分についてはファクス等で通知をして、その事業の募集だとか、変更点だとかを周知してきているところであります。

そういった部分でいけば、ある程度、国の概要が出るタイミングがそれぞれ事業の部分で違う部分がありまして、それをいつのタイミングかというのは、今後検討しなければならない部分かと思えますけれども、基本的には春先には作付の聞き取り等を行いますので、そういった際には、丁寧に事業の変更等はあった場合について説明をさせていただきたいというふうに考えております。

次に、次期の活性化計画への策定の関係でありますけれども、この第2期の活性化計画の策定のときには、関係機関・団体のいわゆる実務者レベルで、まず現在の状況の現況分析と課題等、それからそれにあわせまして、農業委員会が行っている意向調査、あるいはJAが行っています中長期計画とのすり合わせ等を行って、実務者での協議を進め、その後、農業委員さんやあるいは集落代表者会議、あるいは農業青年、農業女性グループ、あるいは指導農業士会等との意見交換、また消費者との意見交換等を行いながらつくってきて、この第2期計画策定したわけでありまして、ただ、先ほど答弁でも申し上げましたとおり、なかなか認識が深まらないというのは今、大西議員の御提案にありました地区別懇談会のような形で、まずそこまで細かく今回やっていなかった部分ありますので、そういった手法も含めて、それから農業委員会が行っている意向調査を活用したという部分でいけば、農業者みずからのいろんな部分で活性化計画への反映というのが見えてこなかった部分もあるのかなというふうに思っていますので、そういった部分含めて、次の活性化計画策定に当たっては、広範な農業者の意見が反映されるような、そういった取り組みも進めてまいりたいというふうに考えております。

以上で終わります。

○議長（丹 正臣君） 大西議員。

○3番（大西 陽君） 以上で終わります。

○議長（丹 正臣君） これにて一般質問を終結いたします。

○議長（丹 正臣君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午前11時42分散会）